

令和2年度 第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和2年8月25日（火）午前10時05分～午前11時35分

【場 所】 市役所本庁舎6階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、段林 君子 委員、
中川 寛子 委員、皆川 洋美 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部調査担当課長、人事課服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることが考えられるため、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報の運用状況等について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料1及び資料2）について報告があった。

3 職員の住居手当の不適正受給に係る調査結果について

事務局から、管理費及び駐車場代を含めたものを家賃として賃貸借契約を締結し、実家賃額で支給されるより高い住居手当を受給しようとしている職員がいるという、内部通報窓口への公益通報について、関係部局により関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、住居届は適正に行われたことを確認し、不適正受給には至らなかったとの報告があった。

4 職員の公用 SAPICA 及び公用車の不適正使用並びにハラスメントに係る調査結果について

関係部局から、職員の健康診断に際し、公用 SAPICA を使用している、通勤途上の受傷に際し、勤務先から病院まで公用車を使用した、その他、契約事務に際しハラスメントを受けたという内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、公用 SAPICA の不適正使用及び公用車使用の手続き上の不備が確認されたため、必要な是正措置を講じたとの報告があった。

5 職員の服務義務違反及び時間外勤務手当の不正受給等に係る調査結果について

関係部局から、勤務時間中に居眠りをする等、服務義務に違反している、胆振東部地震の際に時間外勤務手当を不正に受給していた、パワハラをしている職員がいるという、内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。(○：委員、●：市の関係部局。以下同じ)

- 残業をしても予算が尽きたら時間外勤務手当は払えないということになるのか。
- 通常は予算が不足する場合には、予算を流用する措置で間に合うことがほとんどである。地震の時は突発的なことで、流用の目途が立たなかった。多くの対応を迫られた当該部局が特に不足する事態になってしまったと思われる。
- 本件自体の結論はこれでよいと思う。ただ、手当の支払いの方法について、時間外勤務が実際に発生したときに申請はしておいて、支払いが遅れる形と、申請も後にして、後日支払う形とでは、後者の方が記録として不正確になるのではないか。非常時の予算枯渇への対応に関しては、長期的課題として検

討したほうが良いのではないか。

- 時間外勤務が発生した時期と、実際の申請の時期とが整合していなければ、後日、勤務実態を検証できなくなってしまうことがある。

また、地震発生前から時間外勤務手当が不足していたという指摘があるが、予算が足りない部局に関しては結果的にサービス残業を強要される職員が出てくる危惧がある。

- 以前は予算を時間外勤務手当に流用することがかなり厳格に運用されていたが、今は現場で比較的緩やかにできるようになっており、職員部からは時間内の公務の効率化と併せて、サービス残業をさせないよう通知も出している。
- また同じようなことが起きたときの対応について、考えていることはあるのか。
- 今すぐ制度的に担保することは難しい。予算措置などについて財政担当等と相談しながらということになる。
- 大地震や大災害がこの先起きることは絶対には言えない中で、実態を正しく記録しないことは一番やってはいけないこと。実態を記録しつつ、予算の手当は必ず行うこととするが、支払いが遅れることがあり得るとするのは、例外時の制度設計ということで、通常とは違う形になるのは、当たり前ではないか。
- 本来支払うべき時に支払わないで、後で支払うことが許されるのかという問題がある。支払うべき月に支払うことを進めるべきで、それをしない場合について認めてしまっているのか。働いた分は決められた時に支払うことを前提に、予算の手当てをすることになると考えている。
- 通常時は必ずその月内に支払うことを確立することを進めつつ、緊急時、どうしても払えないときにどうするかの話。
- この事案については不正受給ではないという結論で問題ない。震災時の時間外勤務手当の取扱いは、苦肉の策だったとは思いますが、外形を変えるべきではないとの指摘だと思う。今後、緊急時の対応については、制度改正も含めて検討していただきたい。

6 入札手続きにおける不適切な取扱いに係る調査結果について

関係部局から、入札手続きにおいて不適切な取扱いがあるという、職員の不正行為に関する情報が通報された件について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- ヒアリング後はすぐに点数を付けるのか。
- そのとおりである。
- 委員と企業が実は通じていたというときに、関係人を排除できるのか。
- 委員に対して働きかけをした時点で失格になる。
- 委員は、どこの企業かということではなく、内容だけに着目して点数付けをしたと聞いている。
- ルールとしては、働きかけは禁止されているが、現実に働きかける可能性はあり得るのか。
- 可能性としてはゼロではないが、働きかけがあった場合には、失格となることから、入札する企業にとってはリスクのある行為。
- 委員の中でも、違うところを高く評価した委員がいるということか。
- そのとおりである。

7 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。